

## 資 料 編

- 1 大津市環境基本条例 …………… 資料-1
- 2 大津市環境基本計画（第2次）の策定経過…………… 資料-4
  - （1）環境問題に関する市民意識の把握
  - （2）環境問題に関する事業者意識の把握
  - （3）大津市環境審議会
  - （4）大津市議会地球温暖化対策特別委員会
  - （5）市民等への公表と意見募集
  - （6）庁内での協議
- 3 用語説明 …………… 資料-7



## (資料1) 大津市環境基本条例

平成7年9月25日  
条例第39号

大津市環境保全基本条例(昭和48年条例第36号)の全部を改正する。

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条～第6条)

#### 第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

##### 第1節 環境基本計画(第7条)

##### 第2節 環境上の基準(第8条)

##### 第3節 環境への配慮(第9条～第11条)

##### 第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策(第12条～第16条)

##### 第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等(第17条・第18条)

#### 第3章 環境審議会(第19条)

#### 第4章 雑則(第20条・第21条)

#### 附則

眼前に広遼と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしなければならぬ。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方に学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、本市における良好な環境の保全と創造について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全

体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

##### (基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるように適切に行われなければならない。
- 5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない社会が構築されるように適切に行われなければならない。

##### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の意見を尊重して、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら率先して良好な環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全と創造への取組みを支援するように努めなければならない。

##### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する良好な環境の保全と創造に関する活動に協力しなければならない。

#### 第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

##### 第1節 環境基本計画

第7条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する大津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第2節 環境上の基準

第8条 市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

2 前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

#### 第3節 環境への配慮

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者は、その日常生活又は事業活動を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるように努めなければならない。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づく環境への配慮が適切に行われているかについて、自ら調査するための体制を設けるように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮のための体制の整備の促進)

第11条 市は、事業者が物の製造、加工、流通、販売等の各段階において環境への負荷を増大させないようにその事業活動の指針を策定し、及び評価する等環境への配慮のための体制を整備するようにするため、その促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策

(良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の活動への指導及び助成)

第13条 市は、市民の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、指導、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習が振興するようにするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全と創造に関する活動が促

進されるようにするため、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を的確に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査、情報収集、試験及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### 第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等

(地域行動計画)

第17条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための地域行動計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、前項の地域行動計画に適合するように努めるものとする。

(国際的な情報交換等)

第18条 市は、地球環境保全に資するため、国際的な情報交換、技術交流等を促進するよう努めるものとする。

#### 第3章 環境審議会

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
  - (2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
  - (2) 関係団体から選出された者
  - (3) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- 6 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平21条例46・一部改正)

#### 第4章 雑則

(推進体制)

第20条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(平成7年11月1日一平

成7年規則第70号)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大津市環境保全基本条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により定められた環境上の基準は、この条例による改正後の大津市環境基本条例第8条第1項の規定により定められた環境上の基準とみなす。
- 3 旧条例第8条第3項の規定により委嘱された大津市環境審議会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則(平成21年9月24日条例第46号)

この条例は、平成21年11月27日から施行する。

## (資料2) 大津市環境基本計画（第2次）の策定経過

大津市環境基本計画（第2次）を策定するため、市民・事業者意識調査の実施や、大津市環境審議会などを通して審議を行いました。

### (1) 環境問題に関する市民意識の把握

平成22年3月に市民を対象に、環境に関する意識を把握するための意識調査を実施しました。

#### ■ 調査の概要

項目	内容
対象者	住民基本台帳から20歳以上の市民を無作為に抽出
調査方法	調査票を郵送配布し、郵送により回収
実施期間	平成22年3月9日～4月14日
サンプル数	1,459名（有効数）
回収数	728通（回収率49.9%）

### (2) 環境問題に関する事業者意識の把握

平成22年3月に市内事業所を対象に、環境に関する意識を把握するための意識調査を実施しました。

#### ■ 調査の概要

項目	内容
対象	志賀商工会、堅田商工会、大津商工会議所の会員事業所等の約1割
調査方法	調査票を郵送配布し、郵送により回収
実施期間	平成22年3月9日～4月14日
サンプル数	257事業所（有効数）
回収数	123通（回収率47.9%）

### (3) 大津市環境審議会

#### ■ 大津市環境審議会 開催経緯

	開催年月日	協議事項
第1回	平成22年5月25日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の策定について 諮問
第2回	平成22年7月26日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の策定について （次期計画策定に向けた基本的な考え方について）
第3回	平成22年11月1日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の策定について （計画の目標設定と構成について）
第4回	平成22年12月24日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の答申(案)について
第5回	平成23年3月15日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の策定について 答申

■ 大津市環境審議会 委員名簿

平成 22 年 11 月 2 日現在  
(敬称略 五十音順)

区 分	氏 名	役職等	備 考
学識経験者	青木 豊明	びわこ成蹊スポーツ大学教授	
	井阪 尚司	前滋賀県環境学習支援センター所長	
	井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部教授	副会長
	遠藤 修一	滋賀大学教育学部教授	会長
	梶 哲教	大阪学院大学法学部准教授	
	亀田 佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員	
	津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授	
	東野 達	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授	
	樋口 能士	立命館大学理工学部准教授	
	堀越 昌子	滋賀大学教育学部教授	
各種団体 推 薦 者	岩波 弘	大津市自治連合会	
	勝馬 和子	大津市薬剤師会	
	上村 照代	大津市地域女性団体連合会	
	藤川 長隆	大津地区労働者福祉協議会	
	藤本 秀弘	大津自然観察の会	
	堀江 崇宏	大津青年会議所	
	三上 征次	大津商工会議所	
公募委員	太田 豊彦	市民公募	
	林 幹朗	市民公募	

**(4) 大津市議会地球温暖化対策特別委員会**

平成 22 年 5 月 21 日～平成 23 年 3 月 16 日      計 5 回開催

**(5) 市民等への公表と意見募集**

市民・事業者等の意見を計画策定に取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間：平成 23 年 2 月 1 日～平成 23 年 2 月 21 日 (21 日間)

結果概要：2 人・2 団体から計 5 項目について意見提出

**(6) 庁内での協議**

庁内の策定体制として、大津市環境施策推進本部において、環境基本計画及び関連計画の策定について協議を行いました。

①検討経過

本部員会議：平成 22 年 6 月 25 日～平成 23 年 3 月 22 日      計 2 回開催

幹事会議   ：平成 22 年 6 月 25 日～平成 23 年 3 月 22 日      計 2 回開催

専門部会議：平成 22 年 8 月 30 日～平成 22 年 12 月 17 日      計 2 回開催

②本部員及び幹事

■ 大津市環境施策推進本部 本部員・幹事 名簿

本部員	幹事	本部員	幹事
政策調整部長	企画調整課長		公園緑地課長
総務部長	総務課長		開発調整課長
	財政課長		建築指導課長
	管財課長	建設部長	交通・建設監理課長
	契約検査課長		広域事業調整課長
市民部長	自治振興課長		道路建設課長
	国際文化交流課長		道路管理課長
福祉子ども部長	福祉政策課長		建築課長
健康保険部長	健康長寿課長		河川課長
産業観光部長	産業政策課長	出納室長	出納室次長
	観光振興課長	市民病院事務局長	病院総務課長
	農林水産課長	企業局長	企業総務課長
	田園づくり振興課長		営業開発課長
環境部長	環境政策課長		下水道管理課長
	廃棄物減量推進課長	下水道整備課長	
	産業廃棄物対策課長	教育部長	教育総務課長
	不法投棄対策課長		学校教育課長
	施設整備課長		生涯学習課長
都市計画部長	都市計画課長		歴史博物館長
	都市景観課長	消防局長	消防総務課長
	市街地整備課長		



## (資料3) 用語説明

### [あ行]

#### ●一酸化炭素

燃料などの不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。一酸化炭素は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

#### ●一般環境大気測定局

大気汚染状況の常時監視を行うための大気測定局。大気測定局はさらに、道路沿道の大気汚染状況を監視するための自動車排出ガス測定局とその他の地域を監視する一般環境大気測定局に分かれる。

#### ●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### ●雨水貯留浸透施設

健全な水循環の回復を図ることを目的に、雨水を地面にしみ込ませたり、溜めたりする施設のこと。主な施設としては、雨水を一時的に貯留し、植木の散水などに利用するためのタンク（雨水貯留施設）や、屋根に降った雨水を地下に浸透させる、小さな穴の開いたます（雨水浸透施設）などがある。

#### ●AA 類型

河川では水の利用目的などに応じて、法律に基づき水域類型が6つに分けられ、それぞれ維持することが望ましい基準が定められている。AA 類型は、自然環境保全などに利用される水域に適用され、最も厳しい基準が設定されている類型である。

#### ●大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条の規定に基づき、平成11年3月に計画を策定し、平成23年3月に第2次計画を策定。良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。

#### ●大津市環境基本条例

平成7年9月に制定。昭和48年に制定した大津市環境保全基本条例を全面的に改正し、今日の環境施策推進にあたっての基本理念、市・市民・事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備などを規定している。

#### ●大津市総合計画

総合計画は地方自治体の計画の中で最上位に位置する計画であり、大津市では、まちづくりの基本理念、将来都市像や基本政策などを定めた「基本構想」と、基本構想に基づき施策や重点事業などを体系的にまとめた「実行計画」により構成する。基本構想は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画期間で、実行計画は、「結（ゆい）プラン」として、第1期実行計画（平成19年度から平成21年度）、第2期実行計画（平成22年度から平成24年度）を策定。

#### ●大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ21 おおつ）

平成12年3月に計画を策定し、平成23年3月に第2次計画を策定。大津市環境基本計画における地球環境問題への取り組みの考え方を基礎にし、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、大津市環境基本条例第17条に基づき策定。

#### ●大津市都市計画マスタープラン

平成19年3月に策定。大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画を踏まえて、都市計画の総合的な指針としてまとめたもの。「全体構想」として目指すべき都市像及び整備方針を定めるとともに、地域ごとのまちづくりの目標や基本方針を示す「地域別構想」から構成する。

#### ●大津市水環境基本計画

「湖都大津の豊かな水文化と健全な水循環の再構築」を基本理念として位置づけ、大津の水環境の保全と創造のための方策を示したもので、平成18年3月に策定し、旧志賀町との合併をふまえ、同年10月に改定。

#### ●大津市緑の基本計画

自然とのふれあいや都市公園整備への市民ニーズ及び環境問題に対する関心の高まりに応え、大津市における良好な生活環境を形成するために平成9年3月に策定した。平成15年10月に第2次緑の基本計画、平成20年7月に第3次緑の基本計画へと改訂。

#### ●近江新八景ルール

市街地における適切な高度利用のあり方と古都大津にふさわしい姿について専門的に検討するために設置された「市街地の高度利用のあり方検討委員会」からの提言。都市のにぎわいと発展を見据えて、将来に誇れる風格のあるまちづくりを目指し、地域ごとにメリハリのある規制を「琵琶湖でつながる大津の景観」として掲げ、その実現に向けて提言されたもの。

#### ●温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する

気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## [か行]

### ●外来生物

もともとその地域に生息・生育していなかったのに、外部から人為的に持ち込まれた生物のこと。在来の生物種や生態系、農業、林業などにも影響を与える。ただし、これらの生物も本来の生態系の中ではごく普通に生活していたものである。

### ●かしこい車の使い方

過度に自動車に頼るのではなく、公共交通や自転車、徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用すること。大津市では、平成17年7月に策定された「大津市公共交通活性化実施計画」で取り上げている。

### ●カビ臭

水につく微生物起因の異臭の一つ。土臭や墨汁臭として感じられることもある。原因は主に藍藻類や放線菌が産生する発臭物質、ジオスミン、2-メチルイソボルネオールなどである。

### ●環境基準

環境基本法により定められた人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音に係る環境基準が定められている。

### ●環境基本法

平成5年11月に制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

### ●環境配慮指針

大津市環境基本条例第9条に規定。市民、事業者が日常生活や事業活動の中で環境に影響を及ぼす行為を見直し、環境負荷がより少なく、また良好な環境の創造に結びつくようなものに変えていくための配慮事項を市が示すもの。

### ●環境人

持続可能な社会の構築という課題に対し、生活や仕事などを通じて、また地域環境・地球環境に接しながら、人と自然、人と社会環境の関係について自ら関心を持ち、認識を深め、社会構造の変革までも視野に入れて主体性をもって責任ある行動を実践する人を表す。これは、大津市独自の

表現で、今後の市民の環境教育の推進と方向性を示す基本方針として「大津環境人を育む基本方針」を平成20年1月に策定。

### ●環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

### ●環境報告書

企業などが環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめ公表する報告書のこと。

### ●環境マネジメントシステム（環境管理システム）

事業組織が法令などの規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針などを見直すという一連の手続きのこと。

### ●間伐

森林の保全と整備を目的として、木の成長に伴って、混みすぎた林の立木を一部間引き伐採すること。

### ●協働（パートナーシップ）

さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。

### ●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、平成8年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、平成13年には国などによるグリーン調達促進を定める国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が制定されている。

### ●グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### ●光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反

応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。

### ●固定発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分けられ、固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉などの生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉などがある。(移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。)

### ●湖都(こと)

大津市総合計画基本構想において、大津は琵琶湖を背景として成り立ってきた「水の都」で、景観やまちの営みが琵琶湖と分かちがたく結びついていることから「わが国随一の湖都(こと)である」と記しており、本計画では、目指す環境像として「みんなで築く持続可能な湖都(こと)」を掲げている。

### ●コンポスト化

生ごみや落ち葉などを堆肥化すること。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて、蓋をしておくだけで発酵し、有機肥料ができる。

## [さ行]

### ●里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

### ●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

### ●CO<sub>2</sub>換算

メタン(CH<sub>4</sub>)や一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)などの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)以外の温室効果ガスに地球温暖化係数を乗じて、CO<sub>2</sub>量に換算すること。

### ●COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物あるいは無機物が、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤によって酸化されるときに消費する酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したものを、化学的酸素消費量ともいう。海域や湖沼水質の汚濁状況を表すのに用いられる。

### ●持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。

### ●自動車排出ガス測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために大気測定局で、そのうち自動車排出ガス測定局は道路沿道の大気汚染状況を監視するために設置。

### ●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### ●循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

### ●植生自然度

環境庁(昭和51年)緑の国勢調査～自然環境保全調査報告書～の中で、「植物社会学的な観点から見て土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標」とされ、10のランクに区分されている。

### ●人口集中地区(DID)

一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査の「基本単位区」を基礎単位として、「(1)人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の基本単位区が市区町村内で隣接」及び「(2)それらの隣接した地域の人口が5,000人以上」の地域をさす。

### ●水源かん養機能

森林の土壌が、一時的に雨水を貯えて洪水を抑制するとともに、河川の水量を安定させる機能のこと。また、貯留された降水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能も含まれる。

### ●3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取っ



てこう呼ばれる。

### ●生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

### ●生物多様性

生物の種類、種の多様性に加え、同一種であっても見られる個性の多様性や多様な種の生活を保障する生態系の多様性など、地球の生命の豊かさを広く表す言葉。

### ●生物多様性国家戦略 2010

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略のこと。日本の生物多様性施策の方針などを示したもので、平成 22 年3月に閣議決定された。

### ●相対自然度

1メッシュ面積（約 105ha）について「相対自然度得点＝ $\Sigma$ （植生自然度）×（植生単位の分布面積）」を求め、得点 105 から 1050 を 10 ランクに分類することによってメッシュの平均的な自然度を算出したもの。（参考→植生自然度）

## [た行]

### ●ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

### ●第3次産業

産業を3部門に分類した場合の一区分。商業・金融業・運輸通信業・サービス業・自由業など、第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業が分類される。日本標準産業分類の大分類では農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。

### ●第2次産業

産業を3部門に分類した場合の一区分。製造業・建設業など加工業を中心とする産業グループであり、日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業が該当する。

### ●棚田

中山間地域の上流部に位置し、山腹や丘陵地の縁辺、狹隘（きょうあい）な谷底地などで長い歴史を経て形成・維持されてきた水田。厳しい条件の下での農業生産活動を通じて、農山村の原風景の保存や二次的自然環境の保全など特有の多面的機能を発揮しているが、水田の維持管理が困難であり耕作放棄田が懸念されている。

### ●淡水赤潮

淡水域においてプランクトンの異常増殖により水の色が変色する現象。

### ●地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

### ●地球環境問題

地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。(1)地球温暖化、(2)オゾン層の破壊、(3)酸性雨、(4)生物多様性の減少、(5)森林の減少、(6)砂漠化、(7)海洋汚染、(8)有害廃棄物の越境移動、(9)開発途上国の公害問題、(10)淡水資源（湖沼や河川）の枯渇を天津市地球環境保全地域行動計画第1次で示し、第2次では、そのうち(1)・(4)を重点的に取り組む地球環境問題として掲げている。

### ●地産地消

主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費すること。

### ●低硫黄重油

大気汚染の原因となる硫黄分を低減するため、直接脱硫や間接脱硫などによる脱硫が行われた重油で、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)による大気汚染防止が期待される。

### ●低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。新エネルギー、新エンジンの技術開発により、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素が併せて低減できるものが一般的。日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などが実用化されている。

### ●低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

### ●出前講座

市民のもとへ市職員が出向き、行政の取り組みや、職員の専門知識を生かした講座を届けることにより、市民が市政に関する理解を深めるとともに、現代的課題などに関する知識を習得し、市民の生涯学習の推進及び市政の進展に寄与することを目的として実施される講座。

### ●透水性舗装

雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留と路床の浸透能力により雨水を地中へ浸透させる舗装。街路樹の育成や雨水流出防止効果のほか、雨天時の歩行性の改善、交通騒音の低減にも役立つ。

### ●特定事業等

大津市の生活環境の保全と増進に関する条例において、あらかじめ環境について事前配慮を行うよう規定している特定事業（第20条関係）及び大規模建設等事業（第24条関係）。

## [な行]

### ●二酸化窒素

窒素酸化物の一つで、発生源としては事業場のボイラーや工場、自動車からの排気ガスなど広範囲にわたっている。燃焼過程でほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られているほか、光化学オキシダントや酸性雨の原因ともなっており、環境基準が定められている。

## [は行]

### ●パートナーシップ

→「協働」参照

### ●BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は好気性微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され、安定化していく。この過程で消費される酸素量をBOD値といい、環境（上の）基準では河川の汚濁指標として採用されており、この値が大きいほど、汚濁が著しいことになる。

### ●浮遊粒子状物質

略称はSPM。大気中に浮遊する粒子状物質（粒子状汚染物質）であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。環境基準は1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることとされている。

## [ま行]

### ●水の華（アオコ）

淡水域で植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。藍藻類によって水面に緑青色に変色するのはアオコと呼ばれる。

## [ら行]

### ●リサイクル

廃棄物などを再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。



